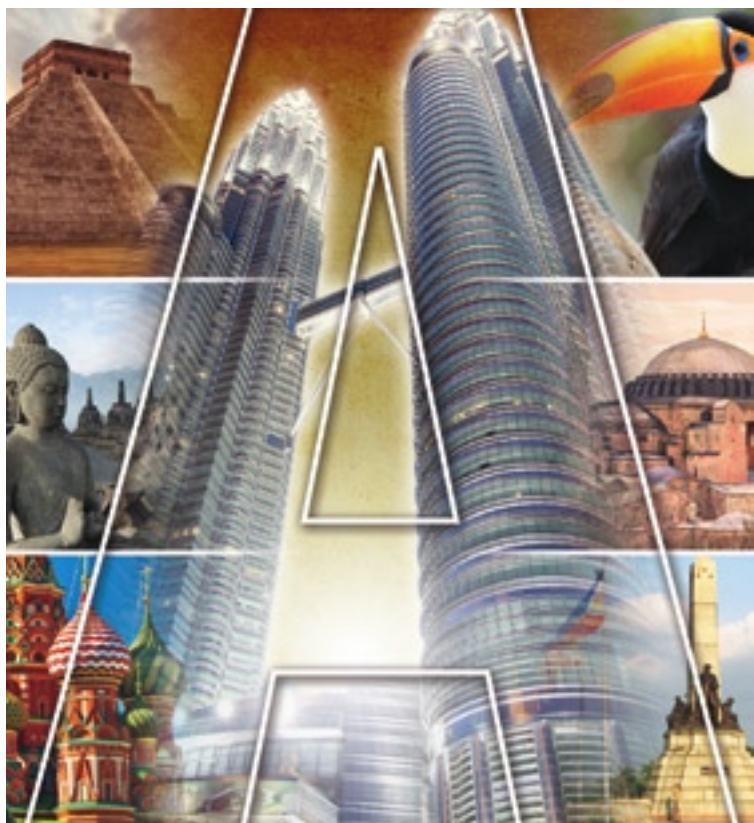




りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり) Aコース/Bコース/Cコース

愛称: エマージング・エース

追加型投信/海外/債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

株式会社りそな銀行

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター: **0120-762-506**

(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ: <http://www.nam.co.jp/>



ファンドの名称について

正式名称	本書における略称
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり) Aコース	Aコース
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり) Bコース	Bコース
りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり) Cコース	Cコース

◆本書において、上記の各ファンドの名称については正式名称のほか、上記の略称で記載することがあります。また、各ファンドを個別に「コース」と記載することもあります。

商品分類			属性区分				
単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券(一般)))	年12回(毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	あり(フルヘッジ)

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、

社団法人投資信託協会ホームページ <http://www.toushin.or.jp/>にてご確認ください。

委託会社の情報 (2012年10月末現在)

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する投資信託財産の合計純資産総額	1兆8,783億円

- 本書により行う「りそな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり) Aコース/Bコース/Cコース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年12月11日に関東財務局長に提出しており、平成24年12月27日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名 Aコース:エマA / Bコース:エマB / Cコース:エマC)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

外国投資信託証券を通じて米ドル建ての新興国債券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を図るとともに、毎月の払出水準に基づきこれを上限として、投資者に対し資金の払出し(分配)を行うことをめざします。

○当ファンドでは分配金を「払出金」と表示することがあります。

ファンドの特色

1 主に米ドル建ての新興国債券に投資します。

対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

- 米ドル建ての新興国債券(国債、政府機関債および社債等)を実質的な主要投資対象とし、安定的な収益の確保をめざします。
- 投資対象とする外国投資信託証券において、為替変動リスクの低減を目的として、対円での為替ヘッジを行います。

2 毎月の払出水準の異なる3つのコースがあります。各コースは払出水準に基づき、これを上限として、資金の払出し(分配)を行うことをめざします。

各コースの払出水準 ・金額は1万口当り、税引き前

Aコース:毎月140円

Bコース:毎月70円

Cコース:毎月35円

- 払出水準は、上記の額のお支払いを保証するものではありません。投資対象とする外国投資信託証券の分配金が減少する等の要因により、当ファンドの分配対象額が少額となる場合には、払出(分配)額が変わる場合や払出し(分配)を行わない場合があります。また、当ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- 上記の払出水準は、投資対象ファンド[※]における組入債券の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行いうるとの想定に基づくものです。
- 払出金(分配金)が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。各コースは、基準価額(1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金(分配金)を含みません)が一度でも2,000円を下回った場合、繰上償還となります。ファンドが償還することとなった場合は、払出し(分配)を行いません。
- 払出金(分配金)は、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

※投資対象ファンドの詳細については、「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

- 各コースは、毎月16日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として払出し(分配)を行います。
 - 初回の払出し(分配)は、平成25年4月を予定しています。

(分配方針)

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 原則として、毎月の払出水準に基づき、これを上限として払出(分配)額を決定します。ただし、ファンドが償還することとなった場合は、払出し(分配)を行いません。また、分配対象額が少額の場合には払出し(分配)を行わないこともあります。なお、第1・第2期決算日には、払出し(分配)を行いません。

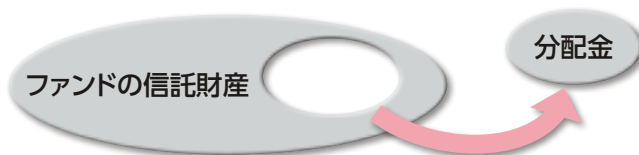
○将来の払出金(分配金)の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

上記の払出し(分配)の仕組みは、現在の法令や諸規則などを前提としています。今後法令や諸規則などが変更された場合、上記のような払出し(分配)ができなくなる可能性があります。

払出金(分配金)に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

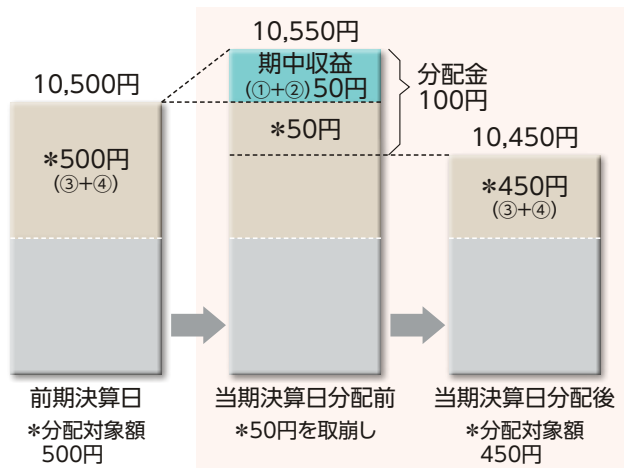
ファンドで分配金が支払われるイメージ



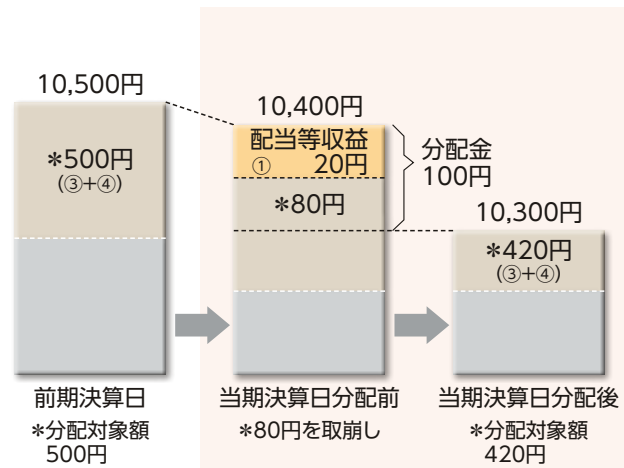
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

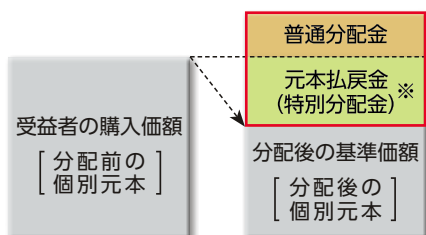
分配準備積立金: 期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金: 追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

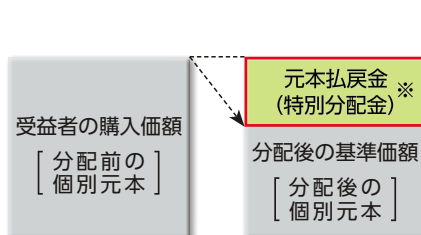
○ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

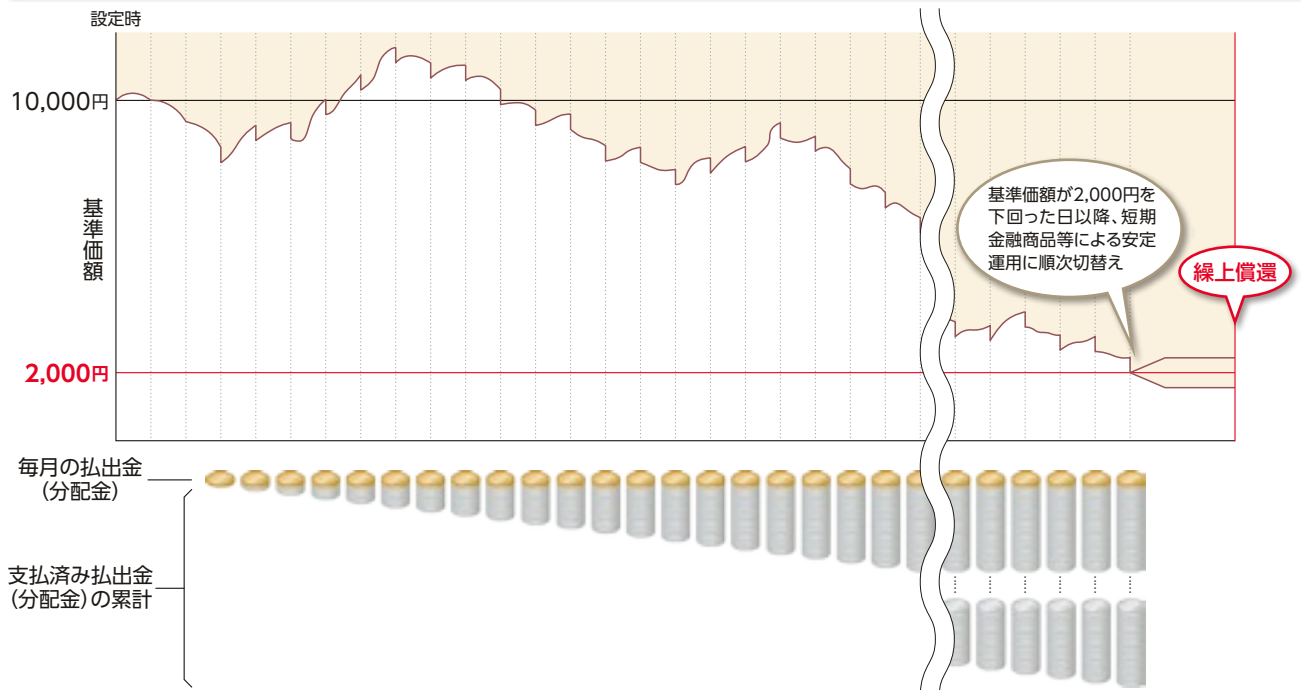
3 各コースは、基準価額が2,000円を下回った場合や、投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、繰上償還となります。

① 各コースは、基準価額*が2,000円を下回るまで、信託財産の一部から、原則として毎月払出し(分配)を行います。基準価額が一度でも2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

※1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金(分配金)を含みません(以下同じ)。

- 払出金(分配金)は、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 払出金(分配金)は、預貯金の利息とは異なり、信託財産から支払われますので、払出金(分配金)が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

基準価額の推移と毎月の払出し(分配)のイメージ図



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の払出金(分配金)の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。
- ・ 基準価額が2,000円を下回った場合、繰上償還となります。ファンドが償還することとなった場合は、払出し(分配)を行いません。

〈毎月払出し(分配)を行った場合の運用期間のイメージ図〉

- ・ 運用損益、信託報酬等のコストは考慮していません。
- ・ 右記はイメージであり、実際の運用期間とは異なります。

	基準価額が2,000円を下回るまでの期間
毎月140円の払出し(分配)	約4年
毎月70円の払出し(分配)	約9年
毎月35円の払出し(分配)	約19年

○実際の投資にあたっては、運用損益によって、運用期間が短くなることも長くなることもあります。

- ・ 上記は当ファンドの基準価額の推移、払出金(分配金)の累計、繰上償還について分かりやすく説明するためのイメージ図です。
- ・ 上記は当ファンドの将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・ 基準価額が2,000円を下回ってから繰上償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が2,000円を大きく下回ることがあります。
- ・ 安定運用への切替えが速やかに行えない場合や、投資対象とする外国投資信託証券の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が2,000円を下回ってから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

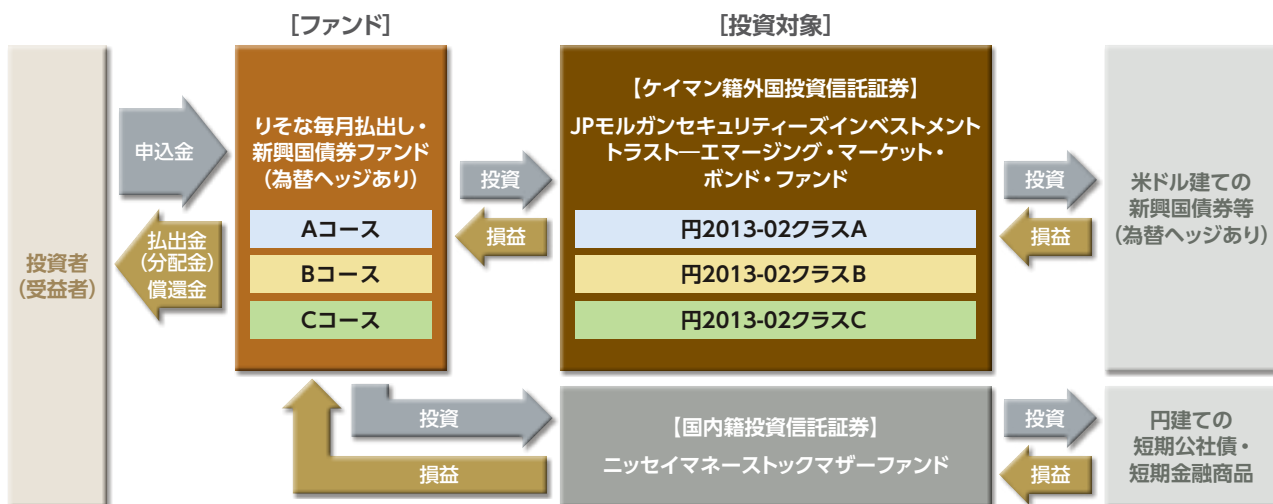
② 外国投資信託証券 (JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラストーエマージング・マーケット・ボンド・ファンド) は、平成26年1月31日以降に純資産総額が10億円を下回っている場合、繰上償還され存続しないこととなります。その場合、当ファンドのすべてのコースは繰上償還となります。

● 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ[※]方式により運用を行います。

[※]ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

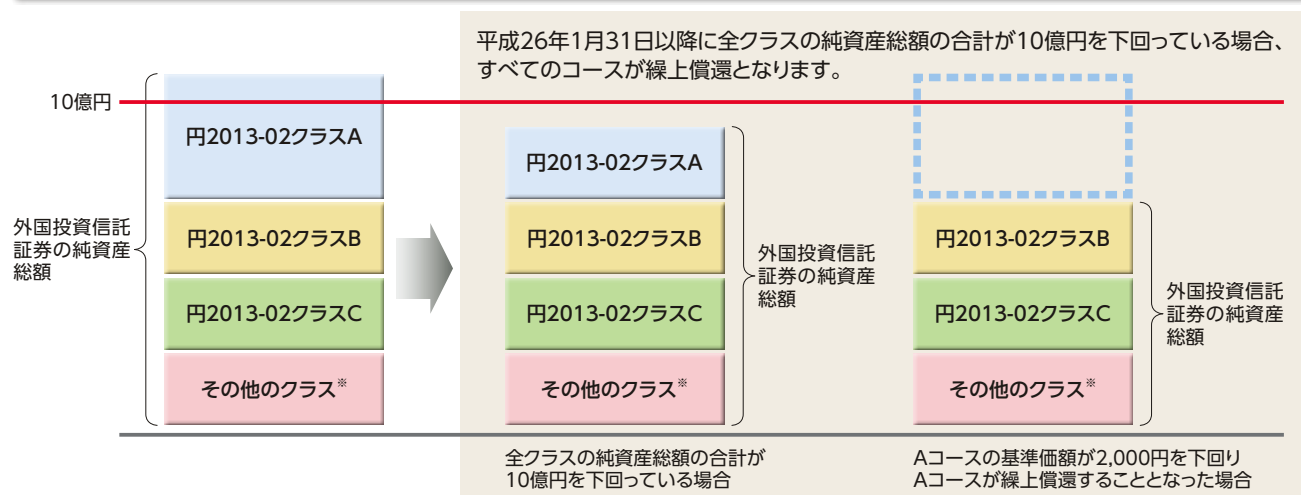
〈ファンドの仕組み〉

● 米ドル建ての新興国債券等の運用は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。



● 基準価額が2,000円を下回ることなどにより、1つのコースが繰上償還となる結果、外国投資信託証券 (JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラストーエマージング・マーケット・ボンド・ファンド) の純資産総額が10億円を下回る場合があります。

純資産総額によって繰上償還となるイメージ図



● 上記は、当ファンドの繰上償還のイメージ図です。運用成果を示唆、保証するものではありません。

[※] その他のクラスは、「JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラストーエマージング・マーケット・ボンド・ファンド」において、当ファンドが投資対象とする円2013-02クラスA、円2013-02クラスB、円2013-02クラスC以外のクラスを指します。

4 当ファンドの購入のお申込みは、平成25年3月28日までの間に限定して受付けます。

●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラストーエマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円2013-02クラスA／円2013-02クラスB／円2013-02クラスC

・各クラスのそれぞれを「外国投資信託証券」ということがあります。

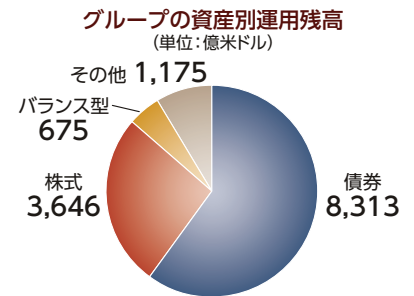
形 態	ケイマン籍 外国投資信託(円建て)／オープン・エンド型
投 資 目 的	主に米ドル建ての新興国債券(国債、政府機関債および社債等)に投資し、インカムゲインと値上がり益の獲得をめざします。
運 用 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、純資産総額の70%以上を新興国債券に投資します。 ・米ドル以外の通貨建て債券への投資割合は、原則として純資産総額の25%以下とします。ただし、この場合は対米ドルで為替ヘッジすることを原則とします。 ・社債への投資割合は、純資産総額の20%以下とします。 ・1ヵ国への投資割合は、純資産総額の30%以下とします。 ・単一発行体が発行する債券への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。ただし、国債および政府機関債は除きます。 ・仕組債への投資割合は、純資産総額の35%以下とします。 ・外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の場合において、純資産総額の50%以上を日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券に投資します。 ・株式への直接投資は行わず、転換社債等の転換等により取得するものに限りします。 ・空売りされる証券の時価総額は、純資産総額を超えないものとします。 ・投資信託証券への投資は行いません。 ・原則として残存借入総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・流動性の低い資産への投資は、純資産総額の15%以下とします。
収 益 分 配	受託会社の判断により、原則として毎月の分配を行う方針です。
償 還 条 項	<p>平成26年1月31日以降、全クラス*の純資産総額の合計が10億円を下回っている場合、繰上償還します。</p> <p>*[JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラストーエマージング・マーケット・ボンド・ファンド]において、「リソな毎月払出し・新興国債券ファンド(為替ヘッジあり) Aコース/Bコース/Cコース」が投資対象とする円2013-02クラスA、円2013-02クラスB、円2013-02クラスC以外のクラスも含めます。</p>
運 用 報 酬	純資産総額に対し、年率0.57%程度
そ の 他 の 費 用	<p>信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査費用／ファンド設立にかかる費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管費用／受託会社の報酬／借入金の利息 等</p> <p>なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p>
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
決 算 日	1月31日
運 用 会 社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
受 託 会 社	インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド
保管会社/管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

〈運用会社〉 J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクについて (2012年9月末現在)

ニューヨークに本社を置く「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」は、金融持ち株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。同グループはニューヨーク、ロンドン、東京などに拠点をもち、世界最大級の資産1兆3,809億米ドル(約107兆円*)を運用しています。なお、新興国債券の運用については、約20年にわたる実績を持ちます。

*1米ドル=77.80円で換算。債券にはキャッシュ(マネーマーケット商品、手形、短期債券等)を含む。

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の証券会社は、代表的な新興国債券指数(GBI-EMおよびEMBIシリーズ)の開発者です。



ニッセイマネースtockマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用／借入金の利息 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

●主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。

○上記は、「Aコース／Bコース／Cコース」における投資制限です。各ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に外貨建資産への投資等を行います。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。



2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
為替変動 リスク		外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。
カントリー リスク		外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性 リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

その他の留意点

- ファンドの繰上償還に関しては、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 各ファンドにおいて、基準価額*が一度でも2,000円を下回った場合、国内の短期有価証券および短期金融商品等による安定運用に順次切替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。そのため、基準価額が2,000円を下回ってから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額(1万口当り)が2,000円を大きく下回ることがあります。また、安定運用への切替えが速やかに行えない場合や、投資対象とする外国投資信託証券の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が2,000円を下回ってから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。
 - ※ 1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金(分配金)を含みません(以下同じ)。

-
- 外国投資信託証券(JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラストーエマージング・マーケット・ボンド・ファンド)は、平成26年1月31日以降に純資産総額が10億円を下回っている場合、繰上償還され存続しないこととなります。その場合、すべてのファンドを繰上償還します。
1つのファンドが繰上償還されることとなった結果、平成26年1月31日以降に外国投資信託証券(JPモルガンセキュリティーズインベストメントトラストーエマージング・マーケット・ボンド・ファンド)の純資産総額が10億円を下回る場合には、他のすべてのファンドも繰上償還となります。
 - また、各ファンドにおいて、純資産総額が10億円を下回っている場合等には、ファンドを繰上償還させることがあります。
 - ファンドは、新興国債券を実質的な主要投資対象とします。新興国債券は、一般的に先進国債券に比べ流動性が低い傾向にあること等から、1つのファンドが繰上償還となり他のファンドの運用が継続する場合において、繰上償還にともなう新興国債券の売却が、運用を継続する他のファンドの基準価額の下落要因になる場合があります。
 - ファンドの投資対象とするニッセイマネースtockマザーファンドの信託財産の一部は、委託会社の資金により設定されることがあります。その場合、当該信託財産は、委託会社により換金されることがあります。
 - ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
-

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に行われる会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。



3.運用実績

● 基準価額・純資産の推移

ファンドは、平成25年2月1日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 払出し(分配)の推移

ファンドは、平成25年2月1日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

ファンドは、平成25年2月1日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 年間収益率の推移

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドは、平成25年2月1日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

ファンドの運用実績については、委託会社のホームページで開示される予定です。



4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	①当初申込期間：1口当り1円とします。 ②継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
購入の申込期間	①当初申込期間：平成25年1月4日(金)～平成25年1月31日(木) ②継続申込期間：平成25年2月1日(金)～平成25年3月28日(木) ●平成25年3月29日以降は、購入の申込みの受け付けを行いません。
当初募集額	各ファンドにつき、500億円を上限とします。
換金制限	当ファンドの投資対象である外国投資信託証券において、多額の換金申込み等に際して制約が設けられることがあります。この場合、当ファンドにおいても換金に制約を設けることがあります。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：平成25年2月1日）
繰上償還	・各ファンドにおいて、基準価額*が一度でも2,000円を下回った場合、国内の短期有価証券および短期金融商品等による安定運用に順次切替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 ※1万口当り、ファンド設定来の支払済み払出金(分配金)を含みません。 ・投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、各ファンドを繰上償還します。 ・各ファンドにおいて、純資産総額が10億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
決算日	毎月16日（該当日が休業日の場合は翌営業日） ●第1期決算日は、平成25年2月18日となります。
収益分配	年12回の毎決算日に、分配方針に基づき払出し(分配)を行います。 払出金(分配金)は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 ●第1・第2期決算日には、払出し(分配)を行いません。
信託金の限度額	各ファンドにつき、2,000億円とします。
公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(http://www.nam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	委託会社は1・7月の決算後および償還後に運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

		投資者が直接的に負担する費用														
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間:1口当り1円)に 3.15%(税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。														
換金時	信託財産留保額	ありません。														
		投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年率1.113%(税抜1.06%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>信託報酬率(年率)の配分は、各ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとします(括弧書きは税抜表示)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各ファンドの純資産総額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円超 の部分</td> <td>0.2415% (0.23%)</td> <td>0.8400% (0.80%)</td> <td rowspan="3">0.0315% (0.03%)</td> </tr> <tr> <td>200億円超 500億円以下 の部分</td> <td>0.2940% (0.28%)</td> <td>0.7875% (0.75%)</td> </tr> <tr> <td>200億円以下 の部分</td> <td>0.3465% (0.33%)</td> <td>0.7350% (0.70%)</td> </tr> </tbody> </table>	各ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	500億円超 の部分	0.2415% (0.23%)	0.8400% (0.80%)	0.0315% (0.03%)	200億円超 500億円以下 の部分	0.2940% (0.28%)	0.7875% (0.75%)	200億円以下 の部分	0.3465% (0.33%)	0.7350% (0.70%)
		各ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社											
		500億円超 の部分	0.2415% (0.23%)	0.8400% (0.80%)	0.0315% (0.03%)											
		200億円超 500億円以下 の部分	0.2940% (0.28%)	0.7875% (0.75%)												
200億円以下 の部分	0.3465% (0.33%)	0.7350% (0.70%)														
<p>投資対象とする 指定投資信託証券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率(年率)は、以下の通りです。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国投資信託証券</td> <td>0.57%程度</td> </tr> <tr> <td>ニッセイマネースtockマザーファンド</td> <td>ありません。</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率(年率)は、以下の通りです。		外国投資信託証券	0.57%程度	ニッセイマネースtockマザーファンド	ありません。										
信託報酬率(年率)は、以下の通りです。																
外国投資信託証券	0.57%程度															
ニッセイマネースtockマザーファンド	ありません。															
<p>実質的な負担</p> <p>ファンドの純資産総額に年率1.683%(税込)程度をかけた額となります。</p> <p>●「実質的な負担」とは、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。</p>																
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。														
随時	その他の費用・手数料	組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。														

■ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税され、その税率は普通分配金に対して10.147%となります。
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税され、その税率は換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%となります。

- 上記は平成24年10月末現在の税法に基づくものです。なお、平成26年1月1日以降の税率は20.315%となります。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

! 税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

あなたのサクセス・パートナー



NISSAY
ASSET MANAGEMENT